

平安初期国司監察制度の展開をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 笠井, 純一, Kasai, Junichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000100

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



平安初期国司監察制度の展開をめぐって

笠井純 一

一 はじめに

律令制の動搖が一層の激しさを増した平安初期において、政府の主たる関心事は調庸の逾期・未進、租税の未納等の財政的問題であった。かかる事態への対応策の一つとして急がれてきたのが、租税の直接の徴収者である国司への監察強化であったと思われる。この時期に、巡察使をはじめ問民苦使・勘解由使・觀察使など、幾多の地方行政監察機関の改廃・新設がきわだっているのは、いかにして地方官を監督するかという問題が、律令制を維持する上での要件であると認識されていたからに他ならない。したがって、こういった諸機関それぞれの性格の考察や、廢置の事情・背景の究明は、当時の政權担当者の地方政治への対応姿勢を知ることにもつながり、單なる制度史研究の範囲にとどまらず、政治史研究上にもいくつかの論点を提供し得ると思われる。

右に列挙した四種の監察機関のうち、まず令制の官である巡察使は、延暦十四年(七九五)八月に派遣が停止されている⁽¹⁾。その後延暦十六年頃には、巡察使の系譜を引くと思われる問民苦使の地方派遣がみられるが⁽²⁾、間もなく活動を停止したらしい。これと交代するかのように登場するのが勘解由使であるが、同じく地方行政監察に

かかわる官司でありながら、その性格は前二者とは全く異なるものであった。勘解由使設置の問題については、福井俊彦⁽³⁾・長山泰孝⁽⁴⁾両氏の研究に詳しいが、いまその性格についてののみ要約すれば次の三点となる。(一)まず制度的には、巡察使などが臨時派遣官であるのに対し、勘解由使は常設官司である。(二)監察の方法としては、前者が現地主義をとるのに対し、後者は国司交替の時期に、中央で不與解由状等の文書によって監察を行なうにすぎず、形式化しやすい。(三)監察内容に関していえば、前者は国司による地方政治全般を監察し、国司自身の主体的態度まで問題にするが、後者は地方政治の財政的側面を数量的に把握することしかできない。従来の制度を停めてこの新しい官司を置くことは、一面からみれば後退であるが、旧来の方法では律令地方政治を再建することが困難になっていた現状を素直に認め、財政面のみからでも地方政治の再把握を試みる⁽⁵⁾といった、きわめて現実的な対応とも評価できよう。

ところが、この新しい官司⁽⁶⁾勘解由使は、設置後一〇年にして廢止されてしまう⁽⁷⁾。その事情は不明だが、従来この問題は觀察使の設置とむすびつけて論じられてきた⁽⁸⁾。このことに関して別な考えねばならないが、いま本論とかわかる点のみをのべれば、勘解由使にかわるようにして新設された觀察使は、同じく常設官ではあったも

の、監察の方法や内容は巡察使のそれをうけつぐものであったと思われる。だが、この觀察使もわずか四年間しか命脈を保ちえない。その間の事情も詳細な検討を要するが、結論的に言えば、廃止の理由は平城派官人と嵯峨派官人の対立という、宮廷内部の事情によつては説明しにくいものがあり、この制度自体のもつ限界性から推定し得るのではないかと思われる。

ところで、大同五年（八一〇）六月に觀察使が廃止されたのは、弘仁期を通じて国司監察を専らとする機関はおかれていない。そうして、天長元年（八二四）八月に至り、旧・新二つの監察機関¹⁰ 巡察使と勤解由使が、日と同じくして派遣・再設されるのである。十五年間にも及ぶ制度上の空白期間がみられるのは何故であるか。また天長元年の新旧制度の併設はどのような意味をもつのであろうか。以下平安初期の国司監察制度の展開を探る一環として、この問題を考えてみたい。

二 大同・弘仁期の解由制度

大同五（弘仁元）年六月二十八日、「木上天皇詔」によつて觀察使が廃されたのち、弘仁期にこの種の機関はおかれていないが、地方官の監察それ自体が行なわれなかつたわけではもちろんない。それどころか大同末年から弘仁期にかけては、解由制度による国司監察の制度が徐々に整備されていく時期であるとさえいえるのである。

ここではそれを、二つの側面からみていくことにしたい。第一は解由状の扱いそのものをめぐる諸問題であり、第二はこの制度の運用にとりなつて必然的に問題となる、官物の欠負・未納等の填納、

或は館舎等の修理に関する問題である。両者は密接な関連を有するが、便宜上このように分けてのべてみたい。

まず第一の側面であるが、大同二年四月六日、山陰道觀察使安倍朝臣兄雄の上申によつて、前後の国司がともに不与解由状に署名すべきことが定められた。兄雄の解状の内容は、国司交替に關しては「式例具備」しているにもかかわらず、近年前後司の間で相論が絶えず、交互に申請がなされ、「若殊不立例濫訴難遏」と思われるから、不与解由状に双方の主張を明記し、前後司とも署名を加えたものを言上せしめよう、というものである。

大同年間の初期にはこれ以外に解由制度に關しての改革はみられないが、その末年になるとわかにかにこの制度の整備がいそがれてくるように思われる。まず大同四年二月二日には、「畿内七道諸国司解由状事」なる官符¹¹が出される。その内容は従来の慣行を改め、一度発行した解由状を後日の不正の發覺によつて「追改」するを許さぬ、としたものである。すなわち、解由状發行後の追改をさまたげないという従来の慣行（頃年所行）は、公式令・名例律などにてらして「良由法意」ものであるが、勤解由使の奏上した「交替式」によれば「一挙之後不許更申」とあつて現状となじまない。本官符はこの事態について、「使奏之日已破法意。破法之後何華式旨」とのべ、一見従来の慣行を支持するかのような口吻をみせるが、結局右大臣宣（奉勅）によつて「隨時制宜古來所同」だから、以後は「式例」によるべしと定められるのである。この官符は太政官内部で、解由状の扱いをめぐつて異論があつたことを示しているとも解し得ようが、それよりも注目すべきは「延曆交替式」が当時必ずしも全面的には効力を有していなかつたという事実であ

る。つづいて八月二十九日、太政官は「解由様」を下し、付与の理由を誤りなく解由状に記すよう、「彼省」をしてきびしく監督させることにした。⁽¹⁴⁾しかしこれを引用した弘仁七年五月十五日官符では、この規定があまりにも厳しすぎて障害を生じるとして、一部緩和することを定めている。さらに四年十一月十三日に至ると、在京諸司の公文紛失・館舎破損・公廩欠失などをとりしめるため、国司に准じて解由状の制を適用することにした。⁽¹⁵⁾本来外官の交替にさいして発行されていた解由状は、すでに延暦二十年以来、左右京職官人に対しても発行されるようになっていたが、これ以後本格的に内官に適用されるようになり、やがて天長期から貞観期にかけて、官物・公文を預る遷替の官のほとんど全部に適用されるに至る。⁽¹⁶⁾

弘仁期にはいると、まず三年十一月十三日の制で、解由状を発行する後司のうち、判官・主典などの署名がなくても、「受領之官」の置名さえあれば、解由状は有効であると定められた。従来、後任国司すべての署判がなければ「式兵両省、依例勤返」してきたのを改めたわけである。同六年十月四日格では、大同二年四月六日官符（前述）に倣って、諸国司の不与解由状のみならず、在京諸司の不与解由状にも前後の官人が共署すべきことが定められた。また同九年六月十三日官符は、諸国からもたらされる「交替之政延期解由文」の扱いをめぐって、従来弁官がうけとって「省」に「仰」せていたのを収め、「弁官判下於省」すことを定めたものである。さらに十三年八月二十八日には、式部省解をうけて次のような官符が出された。天応二（延暦元）年二月五日左大臣宣により、(一)諸司官人が兼帯していた国司を解任された場合、百二十日以内に解由を得て官に進らなければ釐務にあずからしめず、(二)国司解任後解由を未だ得

ていないものが諸司官人に任命され、特に釐務にあずかることを許された場合、百二十日以内に解由を得て進らなければ「申送」る、との二条が定められた。それ以来、右二条に抵触するものを官に申す解文には、「応停釐務」とのみ記してきたが、「交替式」によれば、

遷任国司及新任之人。分付受領過百廿日。解却見任并恋⁽¹⁷⁾俸料。但五位以上未得解由。一依勅文重奪位祿食封。

とあって、先の宣とくらべて数段きびしい規定になっている。このように宣と式との齟齬を指摘した式部省解文は、式文に准じて解任申請をすべきだとしており、官裁によって許されている。この史料でも先述の大同四年二月二日官符と同様、「延暦交替式」がそれ以前の措置に比して実効力の乏しいものであったことが示されている。

次に第二の側面であるが、まず官物未納分の填納方法に関する措置としては、弘仁三年三月二十三日官符がある。これは河内国解にこたえて、前任国司の任期中の未納雜官稲を、当時の国司（史生以上）の間で差法を作って各自填納せしめ、責任分を完納した者に解由状を与えることを認めたもので、「朝野群載」にみえる「已分解由」の成立を示すものと説かれている。⁽¹⁸⁾つづいて同年九月二十三日には、関連する次のような官符が出された。すなわち、「交替式」によれば、「国司交代付領官物」にさいして欠損が発見されれば、前司は「或依公廩之差。或准法律之級」じて差を作るとともに填納すべきことが察知されるが、当今の不与解由状は欠損總数を記すのみで各人の責任分が明らかでなく、結局遷替の人（前司）のおのおのに全責任がかかり、またその結果として補填がなされえない。

これは「非_レ唯乖_ニ違式例_一。抑亦虚_ニ耗官倉_一」する結果を生むから、式例を忠実に守るべきだと命じているのである。

ところが、弘仁五年七月二十日官符⁽²⁷⁾では、天平三年(七三二)四月二十七日奏・天平勝宝七年(七五五)七月五日符(ともに『延暦交替式』所収)及び、勘解由使所_ニ奏交替式_一を列挙し、これらが国司による欠損の「共填」を禁じていると解釈した上で、その改正を論じている(「_ニ恣_ニ官物欠負国司共填事_一」)。この官符の『交替式』の解釈は、国司が差を作つて填納することが式文に規定されているとみる弘仁三年九月官符の解釈とくいちがいをみせており、まことに奇妙な事実という他はない。このような事態の生じた理由としては、五年官符の先行法令理解のあいまいさということも考えうるかもしれないが、『交替式』そのものにも問題があったと思われる。奈良時代以来の単行法令を集成してつくられた『延暦交替式』に、内容的矛盾があるのはむしろ当然といふべきかもしれない。

このほか弘仁十年四月十五日には、畿内国司が欠損を外国において補填することを禁じ、同十三年八月二十五日には、前国司犯用の欠損官物は獄令に准じて私財を奪つても補填すべきなのに、一向守られていないとしてよりきびしい規定を設けている。また館舎等の破損に関しては、弘仁四年九月二十三日官符⁽²⁸⁾で、前国司時の破損は便宜上後任者に修造せしめ、費用は前司が差をつくつて負担し、修理完了後に解由を与えるべきことが定められている。

なおついでに一言すれば、解由状の与・不与は、官物など地方財政の財源に關してのみ問題にされたわけではなく、調庸雑米なども当然問題とされている。『日本後紀』弘仁二年五月十四日条によれば、

丁未。制。夫飛脚工者。貢進之年。課役俱免。至于逃亡而不_レ役。何異_ニ調庸之未進_一。自今以後。檢_ニ返抄_一。拘_ニ解由_一。一同_ニ調庸_一。

とみえ、調庸未進にさいしても国司の解由状がとどめられたことが明らかである。

以上、二つの側面からこの時期の解由制度の展開をのべたが、ここで注目すべきは次の二つのことである。第一はこの時期における『交替式』の法的規制力にかかわる問題であり、第二は解由制度運用に關して、弁官の占める役割が次第に大きくなってきたと思われることである。

『交替式』が勘解由使によって撰上されたのは延暦二十二年のことであり、この當時法として無効になっていたわけでは勿論ないが、先述の大同四年二月二日官符・弘仁十三年八月二十八日官符などは、『交替式』そのものとそれ以前の法令・慣行などが矛盾することを指摘し、『交替式』にしたがうべきことを論じているのである。従来の慣行や格式の類と『交替式』の規定との間に異なる点があるのは、勘解由使による奏上の時点でもわかり切っていたはずで、それが再びこの時期に問題にされるのは、当時まだ『交替式』の法的規制力が乏しかったことを示しているよう。その原因の一つとしては、弘仁三年九月二十三日・同五年七月二十日両官符によって知られるように、『交替式』自体が様々の解釈を生じうる不備な法典であったということもあげられるが、『交替式』を奏上した勘解由使が大同元年に廃止され、この問題を専門に扱う官司がなくなったことが最大の原因であったと思われる。

逆にいえば大同末年から弘仁末年にかけては、『交替式』にもと

づく解由制度にはじめて検討が加えられ、整備がいそがれてくる時期であったといつてよい。では、この期間に国司交替に関する事務を扱っていたのは、太政官のどの部局なのであるか。これと関連して先述の第二の論点が問題になってくる。

この問題に関して中里浩氏は、福井俊彦氏の説にしたがって弁官と考えるべきだとのべておられるが、管見にはいったかぎりでは福井氏は延暦の勤解由使設置以前に、解由状が弁官で扱われていたと主張しておられるのみである。だが勤解由使のおかれなかつた大同・弘仁期には、制度は延暦期の旧に復したと考えるのが自然だろうから（福井氏は、大同期は觀察使がこの職務をひきついだと考えておられる点、筆者とはことなるが）、延暦期以前に、弁官で交替関係の事務が扱われていたのが明白であれば、この見解にしたがってもよいであろう。福井氏は、『官職秘抄』などによって勤解由使官人が弁官を兼任している場合が多いのが分ること、太政官と勤解由使の官衙が近かつたことなどを参考にされつつ、天平宝字二年（七五八）の交替制を検討して自説の根拠としておられる。この時、交替に要すべき日数が百二十日以内に限定され、もし期限内に完了しなければ「申官請裁」とされている。官に申請するには何らかの公文が必要だが、福井氏は、「この公文は太政官に提出される」とはいえ、実際に提出されるのは弁官である」ことを、『延喜交替式』・『職員令義解』の左弁官条などによって推測しておられる。地方からの文書を中央で受けつけるのは弁官にまちがいないが、その職務は氏が考えられた如く、勤解由使のそれと同質のものだったろうか。これについて筆者はいささかの疑問がある。まず、福井氏が「なんらかの公文」と表現された文書（解文）であるが、筆者は

先述の弘仁九年六月十三日官符にいう、「諸司諸国所申交替之政延_レ期解文」こそ、それに他ならないと考える。この文書がいかに扱われたかを知るため、同官符を引用しよう。

太政官符

諸司諸国所申交替之政延_レ期解文事

右承前之例前件解文。収_レ於_レ弁官_一即仰_レ於_レ省。今被_レ大納言三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣_二偶。宜_レ自今以後弁官判下_レ於_レ省。

弘仁九年六月十三日

このとき、この解文の処理方法が改変されたことがわかる。「収」と「判」という表現のちがいをどう理解するかは微妙なところもあるが、従来はただ「解文」を受け付けて「省」に下す役割しかもたなかつた弁官が、この時点からそれを監査して事の当否を決する権限を付与されたことを、この史料は示しているのではあるまいか。そうであれば、これ以前の弁官は単なる太政官のまど口にすぎず、実質的に監査を加えるのは「省」であつたということになる。この「解文」は解由状や不与解由状そのものではないが、交替に関する重要な文書であつたはずで、逆にこのことから不与解由状なども同様の扱いをうけていたと推定してよいのではあるまいか。さて右の史料中の「省」は、この官符がもと弘仁兵部格に含まれていたと思われ（³⁸）ことから、兵部省のみとも解しうるが、前述の大同四年八月二十八日に「解由様」が下された「彼省」（この文言は、もと弘仁式部格に収められていたと思われる官符中のものである）との関係も考えてみなければならず、文官は式部省、武官は兵部省で監査を行なつたとするのが妥当なのではあるまいか。また先にもふれた

が、『日本後紀』弘仁三年十一月十三日条にも、

制。与_レ解由_一日。受_レ領之_一言。署名_一已_一畢。任用_一之人。依_レ板_一不_レ署。如_レ此_一之_一類。式兵_一兩省。依_レ例_一勘返。

と記されており、この当時実質的に解由の監査にあたった官司は、右の二省だったと考えて誤りはあるまい。では弘仁九年以後はどうだったのだろうか。この時点で弁官に解由状監査の機能が集中され、やがて勘解由使が再設されるのではないかと考えうるが、前引の弘仁九年官符によるかぎりそこまではいい切れない。しかし最近発見された勘解由使再置に関する官符は、再置に至る事情の一端を明らかにするものである。以下、節を改めてこの新出史料の検討をおこないたい。

三 「天長九年八月二十日官符」の検討

本節で紹介・検討したいと思うのは、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵にかかる、『類聚三代格』古写本所収の官符二条である。官符の検討に先だつて写本自体に関し若干ふれておきたい。この写本が貴重なものであることを最初に指摘された渡辺寛氏によれば、本書は写本の系統としては金沢文庫本と同系統の十二巻本系に属し、巻一から巻六までの部分を伝える抄出本であつて、書写年代は内容・書風から室町時代と思われるといふ²⁴⁾。狩野文庫本が貴重である理由の一つは、国史大系本『類聚三代格』巻四の欠文を一部補うことができるからである。この巻は「廢置諸司事」「加減諸司官員并廢置事」の二つの内容をもち、官司の統合・改廢がしきりに行なわれた平安初期の研究には不可欠な史料であるが、国史大系本の底本となつた前田家本には虫損などによる欠逸が目立ち、またこれ以外に

この巻を伝える写本が伝存しないこともあつて、研究上に多くの支障をきたしてきた。筆者はこの貴重な写本を、東北大学において拝見する機会に恵まれたので、以下に紹介していささか検討を加えてみたい。

その前にまず、国史大系本『類聚三代格』により、これまで勘解由使再設置の史料と思われてきた官符を引用しておこう（以下「史料A」と略称する）。

〔史料A〕

太政官符

置_レ勘解由使_一事

右檢參議彈正大弼從四位下橘朝臣常主奏_一偶。件使延曆年中置_レ之。大同年中廢_レ之。自_レ今以後。交替之政不被_レ助_一

右被_レ右大臣宣_一偶。奉_レ勅。宜_レ依_レ件為_レ定。

其官位。依_レ延曆十七年七月廿日格_一

天長元年四月十日

また『類聚國史』百七、勘解由使、天長元年九月十日条にも、

定_レ勘解由使員。長官一員。次官二員。判官三員。主典三員。史生八員。

とみえる（史料Aの月次は、これによって底本の欠字を補つたものである）。以上がこれまで知られていた再設置関係の全史料であるが、狩野文庫本によればこれに関して二つの官符が出されたことがわかる。その一は「置勘解由使事」と題する天長九年八月二十日付官符であり（以下「史料B」と称する）、二は「定勘解由使員事」と題する天長元年九月十日官符（「史料C」）である。それぞれを次に全文紹介しよう（読点は筆者が適宜付したものである）。

〔史料B〕

式 太政官符

置勸解由使事

右檢參議彈正大弼從四位下橘朝臣常主奏狀偶。件司延曆年中置之。大同年中廢之。自今以後交替之政不被勸弁。頃者弁官率法家勸之。勸定之事淹留曹裏。有負之人経年不填。无犯之輩无由直官。伏望省刑部省丞録各一人判事五人。置件司者。右大臣宣。奉 勅。宜准延曆年中勅。以帶官之人置之。

天長九年八月廿日

〔史料C〕

〔95〕
太政官符

定勸解由使員事

長官一員 次官二員 判官三員 主典三員 史生八員

右被右大臣宣偶。奉 勅。宜依件為定。其官位依去延曆十七年

七月廿日格。

天長元年九月十日

以上二つの官符（B・C）と先の国史大系本の「天長元年九月十日」官符（A）とを比較して容易に気づくことは、CまたはBがAの欠文を補いうる関係にあるのではなく、逆にAは、元来全く別のB・C二つの官符から合成されたものであるということである。ところで国史大系本の底本となった前田家本は、本文二十巻の他に残簡一卷を伝えているが、そのうち比較のとのつたもの四葉が大系本巻末に「附載」としておさめられている。その第三番目は、

□者。右大臣宣。奉 勅。宜准延曆年中勅。以帶官之人置之。

一月廿日

というものであって（以下「史料D」とよぶ）、年月次などに欠字があるもののBの末尾の部分と完全に一致する。Dの存在によって、整理補修される以前の前田家本巻四は、いくつかの断簡に分れており、その内容的に合いそうなものをつなぎ合わせて現在のものが造作されたことがわかるであろう。勸解由使関係の官符に関していえば、前田家本はその修補以前に三つの断簡を有していた。〔一〕はBの前半と同じもので、「太政官符」から「交替之政不被勸」に至るもの。〔二〕はBの末尾に相当する「者右大臣宣奉勅……月廿日」というもの。〔三〕はCの後半と同じ内容のものであった。前田家本の補修者は誤って〔一〕と〔三〕とを合成してAを造り、〔二〕のみを残簡として別巻に収めてしまったと考えられるのである。

次に問題とすべきは、Bが天長九年八月二十日の日付をもつことである。これを信ずれば勸解由使再設置は天長元年と九年の二回あったという奇妙なことになるが、Bの官符が出されるきっかけをつくった奏状の提出者、「參議彈正大弼從四位下橘朝臣常主」の経歴を考えれば、この年号は何かの誤りであると思われる。すなわち、

〔断簡〕

〔前田家本〕



常主の卒去は天長三年六月二日であるから、官符が出されたのはおそくともこれからさほど遠くない時点であったと推定され

る。また彼が右のような官位にあるのは天長元年四月九日に彈正大弼を兼ねて以来であるから、官符もそれ以後に出されたとしなければならぬ。さらにCや『類聚国史』の記事(前述)によって、天長元年九月十日に員数が定められたことが確認できるから、Bもそれ以前、すなわち天長元年八月二十日に出された可能性がきわめて高い。この推定をうらづけるものとして二つのことをのべておきたい。一は、いささか時代が下る史料だがおそくとも文安年間(一四四四〜八)には成立していたといわれる『二中歴』第七、官職歴の「任官次第」に、

勸解由使 延暦年中置大同廢之天長元年八月廿日更置之

とみえていることである。『古事類苑』官職部の編者はこれに註記して、「廿日恐十日誤」としているが、恐らく『類聚三代格』の「□月十日」という日付に引きつけて解釈しているのであろう。『二中歴』が成立した中世中期には、まだ『類聚三代格』の完全な写本が伝存しており、編者は「天長元年八月廿日官符」をみて、正しく註記を付したのではなからうか。今一つはこうした書写の誤りが生じた原因と関係することだが、「元」の字は書き様によっては「九」とかなり近い形態をとることである。事実、狩野本は天長元年十二月二十九日官符(置齋院司事)を誤って「九」と写したらしく、自ら訂正を施しており、本書あるいはその祖本が、転写の過程でこのような誤りを犯すことは充分考えられよう。

以上の考証によって、天長年間の勸解由使の再設置は、元年八月二十日に決定がなされ、九月十日に至って官員の制定をみる事が明らかになったと思うので、次にBの史料からその内容を検討していききたい。まずこの官符のそもそもの発端である橘常主奏状が、勸

解由使官制の沿革を略述し、大同の廢止以後は「交替之政不_レ被_レ勸弁。頃者弁官率_レ法家_二勸_レ之」とのべていることは注目にあたいする。天長元年の勸解由使再設置以前、解由状などが弁官局で審査されていたことはこれによって明らかになったわけであるが、それは「頃者」の実状であって「大同年中廢之」してのち、ずっとそうであったと読みとることはできない。前節で弘仁九年頃から弁官の解由制度への関与が深くなってくることを指摘したが、この史料はそれをうらづけるものである。

さて常主の奏状は、近年弁官が法家をひきいて交替の政をとりしきってきたが、事務が輻輳して扱い切れないので、勸解由使を再設置し「刑部省丞録各一人判事五人」をさいてその官人にふりあてたというものであった。これに対して太政官は右大臣の宣(奉勅)により、「宜_レ准_レ延暦年中勅_二以_レ帶官之人_三置_レ之」と決定を下したのである。この「延暦年中勅」はCにいう「延暦十七年七月廿日格」とは別のものかもしれないが、九月の官員制定が八月の再設置決定にもとづいておこなわれたことはまちがいないであろう。だが問題は、勸解由使再設置を建議した常主の主張と、太政官の決定がいく分のくいちがいを見せている点にある。常主が主張したのは、元刑部省所属の官人七名で構成される新しい勸解由使の制定であったが、右大臣宣はこのことには一言もふれることなく、「延暦年中勅」に准じて「帶官之人」からなる勸解由使の再置を定めたのである。「帶官之人」とは具体的に何をさすのか明確でないが、(一)「公卿補任」によって知りうるこのときの任命者二名が、ともに刑部省とは無関係の官人であり、(二)延暦期の勸解由使官人の中には刑部省の官を兼ねている者もいなくはないが、全体の割合からいえば決して多

くはないから、刑部省關係の官人のみをさして言っていると考えるのは妥当ではあるまい。常主案では官人は七名であったが、実際に制定されたのは九員（他に史生八員）であって、くいちがいをみせるし、「刑部省丞録」などの有すべき官位と、再置後の勤解由使官人の相当位を比較することによっても同じことがいえそうである。勤解由使の相当位は延暦十七年七月二十日官符で定められたものだが、これが天長の再設置のときにも一応の基準とされたことはCによってもわかる。だが天安元年（八五七）十一月十日官符によれば、この相当位は守られたことがなく、実際にはより高位のものが任命されていた（「未嘗有^{（48）}以^{（49）}五位任^{（50）}長官^{（51）}以^{（52）}六位補^{（53）}次官^{（54）}」）ので、実状にあわせて改正するとみえる。この格によって勤解由使官人の相当位を示したものがA表I Vである。

一方、刑部省の「丞録・判事」の方は、養老令制によればA表

<表 I>

制度	官職	長官	次官	判官	主典
延暦17・7・20制	(右実状)	從五位	正六位	正七位	從八位
天安元・11・10制		從四位上	五位以上		
		從四位下	從五位下	從六位下	從七位下

<表 II>

員数	相当位	官職		事項
		丞	録	
2	正六下	大	少	判事
2	從六上	大	少	
1	正七上	大	少	判事
2	正八上	大	少	
2	正五下	大	少	判事
4	正六下	中	少	
4	從六下	大	少	判事

II Vの通りである。

A表II Vの官人中より丞一人・録一人・判事五人をとって勤解由使を構成することを想定した場合、それはA表I Vによって知られる官人構成とはいささか異なるものになると思われる。概していえばA表II Vの官人たちがA表I Vのそれより低い位しか有しておらず、特に長官（四位クラス）となるべき者が全く見当たらないのが注目される。

以上のべたように、常主の主張は太政官決定とはことなるものだったと思われるが、それでは彼の意図したところは何であったのだろうか。結論は簡単には出しえないが、特に刑部省の官人を指定しているところをみると、弘仁九年以来の弁官による解由状審査よりも、一段ときびしい方針を打ちたてようと思図していたのかもしれない。だが太政官はこの建議を採用せず、延暦の制を復活するにとどめたのである。

四 勤解由使再設置の背景

前節では二つの新出史料を紹介・検討し、天長元年の勤解由使再設置にあたって、太政官内部で見解が分れていたのではないかと指摘したが、こういった事態を確認するためには、この措置を、同時に出された諸政策との関連において考えてみる必要がある。『類聚三代格』・『貞観交替式』などによれば、天長元年八月二十日、勤解由使再設置の決定と時を同じくして十条の格が發布され、合計十五箇条の政策が打ち出された。これを一覽すべく作成したものがA表III Vであり、各政策には便宜上イ〜ヨの符号を付した。

〈表 III〉 天長元年八月二十日の諸政策

符号	事書 (内容)	奏状提出者	所在
イ	沢良吏事	藤原冬嗣	() 内は国史大系本の頁数。
ロ	遣巡察使事	同 右	
ハ	順時令事	同 右	
ニ	挙賢避邪事	藤原緒嗣	類聚三代格 (二八三)
ホ	沢国守事	良峯安世	
ヘ	令諸氏子孫咸統経史事	多治比今麻呂	
ト	国司公廩不填論定未納事	橘常主	貞観交替式 (三三)
チ	諸社封物令国司檢校事	同 右	同 右 (四五)
リ	置勸解由使事	同 右	狩野文庫本類聚三代格
ヌ	応諸国荒田令民耕食事	清原夏野	類聚三代格 (三二二)
ル	停徴課欠駒直事	同 右	貞観交替式 (四三)
ヲ	(朝集制度の改革)	同 右	類聚三代格 (二九九)
ワ	(郡領善政者に栄級を借授)	良峯安世	嘉祥二・三・八官符
カ	(貢彌国郡司は專当人を首とせよ)		天長二・七・八官符
ク	(諸国国司の歴は介以上のみ六年とす)		類聚三代格 (三七一)
コ			承和十一・七・廿六官符
ク			類聚三代格 (二三一)
コ			承和二・七・三官奏

十五箇条を通過してまず気がつくのは、その内十三条までが太政官構成員の「奏状」にもとづいて出されていることであろう。これは最も長大な第一の官符(イ〜ヘ)の末尾に、

以前意見奏状。依今月八日詔書、頒下如件。

とみえることから、天長元年八月八日詔で公卿らの意見が求められ、各自それに応答したものであったと推定される。しかし同じようにして提出されたと思われる諸政策案のうち、六箇条(イ〜ヘ)だけが一条の官符におさめられて発布を見、残りは単独法令として発布されたことはいささか興味を引かれる問題であるが、ここではこの区分が政策の種類別によっておこなわれたものではないらしいことだけを確認するにとどめたい。

これらの政策の内容については、すでに佐藤宗諱氏の研究がある。佐藤氏はこの一連の格は、「その各々の間に矛盾するものがないばかりではなく、むしろそこに一貫した主張がみられる」とし、それを「新政治体制の形成」なる表現であらわしておられる。だがいま、「新政治体制」がどのような内容をもつものかという問題に立ちいる前に、はたしてこれら「一連の格」は内容的にも一貫したものでどうかを検討する必要がある。筆者の立場からみれば、まず注意をひかれるのは勸解由使の再設置と巡察使の再派遣が同時に定められたことである。この二種の監察機関の相

違についてはくりかえさないが、問題はこの二種の機関の併存が、大同初年に勸解由使と觀察使が一ヶ月半ほど併置されたことを除けばこれ以前に全くなかったことである。どちらの監察機関を設置するかということは時の政府の地方行政に臨む姿勢の一端を示すものではないかと思われ、ここで双方を同時においたことはきわめて折衷的な色彩を感じしめる。両者は監察方法・内容などが異なるから、併置されても行政上の矛盾を生ずることはなからうが、一方の巡察使による監察方法はすでに大同年間、觀察使の設置というかたちで採用されたものの、短期間しか継続されなかった事情があり、弘仁期の「空白」ののち、天長元年に至って政策の一環として登場するのはいささか時代錯誤的だとの感なしとしない。事実、この使官は翌天長二年八月二十七日、五畿七道に任命がなされたが、天長五年正月二十七日詔書によれば、

不遣巡察使。時世久矣。国郡司等急緩入罪者衆。泣辜之仁特從矜免。

とあり、このころ巡察使派遣が行なわれなくなって相当長い期間がたったことがわかる。天長二年の任命と矛盾するようだが、この史料は天長年間のこの官司が地方に派遣されること少なく、実質的には監察を行ないえなかったことを示しているのではあるまいか。巡察使の派遣が定められた翌年の二年五月十日、次のような官符が出されていることは注目しなければならない(圈点筆者)。

定詔使官使事

右頃年之間。為推民訴遣使四方。或国司等对捍使者。不承勘問。捍侮之辞触類多端。遂乃使旨不展。徒然引帰。(中略)稍尋其由。縁無使威。詔使臨界。豈如此乎。左大臣

宣。奉勅。度時立制。古今所貴。宜定使色以肅将来。其巡察覆囚檢稅交替畿内校班田問民苦并訴等使。並准詔使之例。(以下略)

すなわち中央派遣の使官が国司等の対捍をうけ、使の旨を満足にのべることをすらできずに帰京することが多いので、「巡察覆囚檢稅交替畿内校班田問民苦并訴等使」には、詔使に准ずる權威を付与しようというのである。右の官符中に列挙される使官の中には、畿内校田使(天長三年十一月十四日及び同四年正月十五日任命)・同班田使(天長五年正月二十日任命)のように、この官符が出された段階で未設置のものや、問民苦使のように当時この史料以外には全く見えないものも含まれ、巡察使も天長二年八月までは実際にはおかれていなかったと思われるが、檢稅・交替使などの派遣の結果から、このような措置をあらかじめ定めておく必要が痛感されたのであろう。

右の史料から知られるように、天長元年当時巡察使を派遣しても、どれだけ地方行政監察の実をあげたかうたがわしく、まもなく実質的には消滅してしまっただと思われる。

天長元年の「一連の」政策の中には、一時代前に実効力を失った制度(巡察使)と、大同末年以来整備されつつあった解由制度にかかわる制度(勸解由使)を併設するという点で、新旧二つの要素が混在していることをのべたが、その他の政策についてはどのように評価するのであろうか。筆者はいまここで十五箇条の政策を総合的に評価する力をもち合わせてはいないが、形式的な面にかぎって見ていくと次のような興味深い事実が気付くのである。

先にものべたとおり、十五箇条中十三箇条までは、太政官構成員

である右大臣藤原冬嗣・大納言同緒嗣・中納言良峯安世・参議多治比今麻呂・同清原夏野・同橘常主等の奏状にもとづいて発布された政策であるが、個人によって奏言の用いられ方がいささか異なる傾向にある。まず一番長大な官符の六政策（巡察使派遣を含む）は、大体奏状通り認可され、もし何らかの付則が加えられるとしてもそれは奏状の趣旨をより一層徹底させんが為の措置である。すなわちイから二までは「依_レ奏」として全面的に認可され、ホは安世の「令_一良守兼_二帶諸國_一。小大之政從_二其所請_一……」という奏状をうけて「宜_一試_二於一國_一明知_二治否_一然後令_レ兼_レ之」と定め、へでは今麻呂の「諸氏子孫咸_二下_二大學寮_一令_レ習_二統經史_一。學業足_レ用量_レ才授_レ職」との奏をいれて「宜_一五位已上子孫季_二廿已下者咸_二下_二大學寮_一」と命じているが如くである。同じことはワの安世奏状についてもいえる。奏状の内容は、郡領の善政を行なうものが國司によって推挙されたなら「借_二授榮級_一」しようというものだが、「依_レ奏」として認可されている。また常主の奏状によるチは、当時神主に一任されていた諸國諸社の封物に犯用が多いので、令文にしたがって國司に檢校せしめ、神主の犯用があれば國司の解由を拘することを奏状のままに認められたものである。

同じく常主の奏状にもとづくものであっても、リ（前節史料B）の勘解由使再設置が、必ずしも奏状の通り認められたのではないことはすでにのべた。またトについてもこの傾向はみとめられる。常主は凶年における國司の収入減を問題とし、その確保のため次のような策を考えた。すなわち、論定稲（いわゆる正税）と公廩稲とを別々に出挙することをやめ、すべて「論定」と号して一括して出挙し、利稲の見納分を折半してその一方が國司の収入になるようにす

る、等の施策をとり、非常損などで利稲が収公できないときも、本来受けとるべき収入の三分の一は、正税借貸で補おうというものである。借貸分の返済については、

其緣_レ年不_レ濟。貨物不_レ填者。豈非_レ受_レ物人。令_レ後司_二徵填_一。不_レ拘_二解由_一。

とのべている。これに対して太政官が付したのが次の一文である。

奉_レ勅。公廩有_二未納_一。量賜_二借貸_一。不_レ貸_レ不_レ填者。後人依_レ數徵填。不_レ拘_二其解由_一。

一見すると先述の奏状と同じことをのべているようにも思われるが、もし太政官が奏状通り認可したのなら、わざわざこのような文言を付加せずとも「依_レ奏」の一語だけですまじうはらずである。どうやら問題は、「公廩有_二未納_一。量賜_二借貸_一」にあるらしく、常主の考案した官稲の操作（新しい「論定」稲の設定）は一切採用されずにおわつたらしい。右引用文の筆者が圈点を付した部分は、官稲の混合を考慮の外におき、従来通り公廩・論定を別個に出挙に出すことを前提として書かれていると思われるからである。

次に清原夏野奏状にもとづく政策をみておきたい。まず又は諸國の常荒田の再開発を奨励するため、百姓が耕作するなら一身の間は耕食を許して、六年間は租を免じたいとする奏状に対し、太政官は「依_レ奏」と認可したものである。但し、「唯池溝堰等加_二公功者_一。不_レ聽_レ用_二其水_一」との制限を加えることを忘れてはいない。またルの奏状では二つの提言がなされている。（一）諸國の牧で欠駒が生じた場合、従来のように牧子から「欠駒直」を徴収すると、彼等は負担にたえきれず逃亡するのでこれをやめ、法によって科罪することにしたい。（二）信濃國で牧子の逃亡が特にいちじるしいのは、この國に

おかれた勅旨牧の監牧に問題があるのだから、以後この官を廢して國司に代行せしめたい。以上のような奏状に対し、太政官は二つながらにしりぞけている。(一)については「欠駒直」を半減することによって妥協をはかり、(二)に関しては監牧二員のうち一員を除くこととどめ、他の一員と國司との共同檢校を行なわしめることになったのである。この措置は、この官符の事書「停徵課欠駒直事」とは矛盾するものだが、それはこの事書が夏野奏状のそれをそのままに用いているからであろう。次にそれは朝集制度に関する改革を論じたものである。夏野の主張は、近年の諸國朝集使は史生クラスの下級官人であることが多く、太政官での質問にすら満足に答えられない現状を指摘した上で、朝集使には必ず官長をあて「其國滯政於玉階之前。令面陳言」というきびしいものである。だが太政官は「依奏」として官長を差すことは認めつつも、

但有可奏於玉階前者。雖非朝集使聽入京。無可奏之事者。雖朝集使而不聽。

と定めている。右の文を素直によめば、「玉階の前に奏すべきことがないような朝集使は入京してはならない」との意かとも思われるが、入京を禁止されれば朝集使としての任務を果しえないから、玉階前の奏言を制限するという点にねらいがあるのではなからうか。文脈の破綻は、この一文が夏野奏状に制約を加えるための官僚的作文であることを示すものかもしれない。

以上、天長元年八月二十日の諸政策のうち、公卿らの奏言にもとづいて出されたものの検討を行ってきたが、その結果いろいろのは、冬嗣・緒嗣・安世・今麻呂らの奏言はいかなるものでもすべて認可されたのに対し、常主と夏野の奏状はそのほとんどに対して修

正が加えられるか否定されるかしていることである。この事態は一体何を意味するのだろうか。

ここで目を転じて、当時の太政官の構成についてみておきたい。当時の公卿は前述の奏状提出者六名の他に、參議春原五百枝・同直世王・同小野峯守・同大伴國道ら四名がおり、合計十名で太政官首脳が構成されていた。ところがこのうち、奏言がすべて認められた者及び參議春原五百枝の五人と、認められないことが多かった常主・夏野を含む參議五人との間には、位階の面で大きなへだたりがある。すなわち前者が、正二位右大臣冬嗣を筆頭としてすべて三位以上であるのに対し、常主らはいずれも従四位上以下で、両者の間には二階級の差がみとめられる。しかもこの事実、この年に限ってみられることではないらしい。これを知るために延暦末年から承和末年にかけての、公卿の位階分布表(表IV)を作成した。

この表を一覽してまず気がつくのは、弘仁六年から天長三年までの十二年間、正四位の公卿(參議)がほとんどいないことである。もっとも弘仁十一年々末段階に三名の正四位下の者がみえるが、彼等(良峯安世・藤原貞嗣・同三守)がこの位にとどまっていたのは、一番長い安世でこの年正月から約一年間、他の二人は同年十一月十日頃から翌年正月七日までのわずか二箇月たらずにすぎない。またこれら三名以外にも、この時期に正四位下になったもの若干名があるが、この表にあらわれてこないことによつてもわかるように、帶位期間はいずれも一年以内である。彼等の存在は公卿の位階面での分裂という事実を否定するものではなく、逆にこの分裂が人為的につくり出されたものであることを示しているといえよう。なおこの時期以後、正四位下になるものは数多くあらわれる

〈表 IV〉 公卿の位階構成 (大同～承和)

※数字は各年来位階での相当地位保有数を示す。

位階	年号	弘仁										天長										承和																					
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																		
正 2															1	1	1				1	1	1																				
従 2	1																																										
正 3	1	2	1	1	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
従 3	4	4	3	3	2	2	3	3	3	4	6	5	4	2	3	3	6	6	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	5	5	4	4	4	4	4	5	2	1	1	
正 4上	1	1	1																																								
正 4下	2	1	1	3	2	3	2	2	3	2					3																												
従 4上	2	1													1	1	2	3	4	4	2	3	3	3	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	3	4				
従 4下	2	2	2												1	2	4	3	3	2	1	3	2	2	2	1	1																

が、正四位上の者は公卿には全くみあたらない。この事実（正四位上の越階）については、すでに米田雄介・福井俊彦^(註)両氏の研究があるが、この平安初期以来の慣行は、当初は実質的に正四位下を含まれた二階級の越階であったことは注目しておく必要があると思われる。米田氏も指摘しておられるように、越階は官人支配の上からも重要な意味をもつが、問題を太政官内部に限定した場合、この事態は一部の官人（上位公卿）への政権の集中がはかられていたことを意味するのではないかと思われる。

以上のことを先述の「奏状」の扱われ方の問題と考えあわせてみ

ると、ことなる身分をもつ官人達の間には政策的な見解の相違さえあったのではないかと思われる。当時、下位公卿の進言に対して太政官中枢部が否定的であったのは、この八月二十日の奏言に於いてのみ指摘しうるわけではなく、弘仁十四年に小野峯守（当時従四位下で参議）の提出した公営田制の原案を、太政官が一時留保し修正を施して下行したと思われることからも察知しうるからである。

では両者の間にはいかなる政見の相違があるのだろうか。この問題の結論は容易には出したいが、手がかりとしてこれらの政策を一貫したものとみなされ、「新政治体制」の名で総括された佐藤氏

の学説を検討しておきたい。「新政治体制」とは一言でいえば、次のような内容をもつものといえよう。すなわち、すぐれた行政能力を有する官人（良吏）をえらび、地方行政を彼等個人に一任する一方で、監察制度の強化（巡察使・朝集使）を行なう。地方官として功績顕著なものには公卿に登用する可能性をひらき、政権の一翼をになわせる。佐藤氏はこの「体制」の成立について、「公民の分解がもはや決定的なる当時においては、律令的^レ地方行政維持の唯一の残された」方法であったと評価しておられる。

佐藤氏の右の見解は、「表Ⅲ」の政策イ・ロ・ホ各条の分析を中心とし、政策ヲ・ワなどを参照することによって導き出されたものようである。すなわちイでは「清公美才」の者を國の守介に任命し、治績をあげれば寵爵を加増して、公卿に欠員あれば彼等を登用する、彼等の治国内での政治活動は、こと細かく法律に拘泥しなくともよい、等々をのべている。またホでは、「令一良守兼帶諸國。小大之政從其所請。一兩僚屬亦依請任之」ずることが認められており、ワでは國司に、善政を行なう郡領を推挙させることが論じられていて、たしかに佐藤氏のいわれる如く、「一連の」政策は「良吏」に地方政治を一任するという方向で一貫性をもっていたといえるであろう。

だが一体、この方針はいかなる方策を講じることによって現実的な「新体制」として機能しえるのだろうか。それは佐藤氏も指摘しておられるように、一つには「良吏」の選択いかにかかっていたのであり、今一つは彼らの監督をいかに強化するかという点にかかっていた。この二点をともに満足させなければ、「新体制」は地方官の恣意的行動を制約するはじめを失ってしまい、律令制維持の手

段としては全く意味をもたないであろう。では地方政治を一任される「良吏」はどのようにしてえらばれるのだろうか。イによれば、「妙簡清公美才」んで「特賜引見。勸諭治方」するのだと述べているが、同一官符に含まれる二の「挙賢避邪事」や、への「令諸氏子孫咸誦經史事」なども選択基準と無関係ではあるまい（圈点筆者。以下同じ）。佐藤氏はここでえらばれる「良吏」とは「律令支配という範圍において法には拘らず地方行政に成果を示した官人」であるとのべておられる。なるほどイによれば、諸國司らが「欲崇修治化樹之風声」としても、「拘於法律不得馳騫」という結果に終っていた現状を打開しようとして、「反經制宜勸不為己者。將從寬恕無拘文法」かれと定められており、ここにいう「良吏」に佐藤氏の説かれるような側面があるのはたしかであろう。だが右引用文中に「崇修治化」みえとることによっても知られるように、儒教的な徳治政治を行なうもの、という意味もこめられていたことを忘れてはなるまい。

では國司監察の方はどうであろうか。巡察使のもつ限界については再説しないとしても、その國司監察の基準と「良吏」なるものの選択基準の共通性には注目しなければならぬ。巡察使の監察が地方行政全般を対象とし、かつ國司の倫理的側面にまで及ぶことは前述したが、そのような機関をおくこと（ロ）と、徳治政治家「良吏」を求めることの間には共通した姿勢がみとめられると考える。

上位公卿らの奏状中にこのような一貫した姿勢がみられるのに対し、勸解由使再設置を建議した常主の政見は、「新政治体制」の一方の柱である監察方針の面でそれとくいちがうものであったと思われるが、夏野が推進しようとした朝集制度の強化も、この制度が地

方政治を文書によって中央で把握せんとするものであったことを考
えるとき、勸解由使の再設置と矛盾するものではなかったといえ
よう。では、彼等の意図するところと上位公卿らの諸政策との間に
は全く共通する側面がないかというところ、そうとはいえない。冬
岡の奏状によるイをはじめとする上位公卿の諸政策は、(いかなる
者を選んで地方行政を委任しようと考えていたにせよ)、国司の裁
量権を従来よりも拡大強化しようとしており、限定的にはあるが
地方政治の独立性を認める方向を有しているとも評価しうるからで
ある。このことと勸解由使による監察方法——行政の結果を中央で
数量的にのみ把握し、地方政治の内容自体については細かく関与し
ない——との間には共通する姿勢があるといえるだろう。つまり、
地方官にかなりの独自性を付与しなければ地方政治は成り立ちえな
くなりつつあるという認識は、公卿の間でも共通のものとなってい
ていたのだろうが、その地方政治をいかに監督すべきかという問題
をめぐっては、上位者と下位者の間で政見がわかれていたと思われ
るのである。⁽⁸⁸⁾大同末年以来の解由制度の展開をみれば、より早い時
期に登場してくるべきだと思われる勸解由使が、廃止後十九年にし
てこのときようやく再設置されるのは、地方行政監察をこの官司の
みに委ねることに、公卿らの一部が相当強い異論を有していたこと
によるとは考えられないだろうか。

五 むすびにかえて

以上の各節でのべてきたことを要約すれば次のようになる。

一、 観察使廃止後、弘仁期を通じて地方行政監察を専らとする機関
はおかれていない。しかしこの時期には解由制度の整備がいそが

れており、勸解由使再設置の前提としてとらえることができる。
特に注目すべきは、この頃になってようやく『交替式』の法的規
制力が強まってくることと、弁官が解由制度上に重要な役割をに
なうようになることである。

二、 天長元年の勸解由使再設置は、新出史料『狩野文庫本』『類聚三
代格』によれば、八月二十日に再設置の方針が決まり、翌九月十
日に官員制定がなされたことがわかる。しかし、再設置を建議し
た参議橋常主の主張と、太政官による決定との間にはいささか異
なる点がみとめられる。

三、 弘仁期に解由制度の整備が進行するにもかかわらず、勸解由使
の再設置がなかなかおこなわれなかったのは、地方行政に臨む方
針をめぐって、太政官内部に政見を異にするグループがあったか
らではなからうか。天長元年前後における太政官構成員の位階面
での差別、元年八月の諸政策決定における公卿奏状の扱われ方な
どを参考にすれば、上位公卿によって巡察使の再派遣が建議さ
れ、下位公卿によって勸解由使の再設置が要請されていること
は、再設置の背景を知る上で重要な意味をもつであろう。

四、 平安初期の地方行政監察制度の展開においては、奈良時代以来
とられてきた方針と、桓武朝に新しく定められた方針との交錯が
みられるが、結局後者にたよらざるをえなかったことは、天長期
の巡察使の実状をみることによって明らかであろう。天長初年は
そのことが明確になったという意味で国司監察制度上の一つの画
期ともいえるが、この問題をめぐって従来の方針を固持しよう
とする上位の公卿たちも、地方官に一定の独自性を与えざるをえ
なかつたところに、国政上の一面期を認めることができるのでは

ないかと考える。

- (註)
- (1) 『日本紀略』延暦十四年八月三十日条。
 - (2) 林陸朗「巡察使の研究」(『上代政治社会の研究』)。
 - (3) 阿部猛「問民苦使について」(『平安前期政治史の研究』)。
 - (4) 史料上の初見は「公卿補任」延暦十六年の条に、「参議正四位下藤内麿三月十一日兼近衛大将。但馬守如元。九月四日兼勸解由長官守如元。」とみえることである。設置がこのときかどうかは議論がわかれている。
 - (5) 福井俊彦「不与解由状について」(『日本歴史』一五八号)、「勸解由使の設置と延暦交替式」(『日本歴史』一七八号)。
 - (6) 長山泰孝「勸解由使の設置と解由制度の展開」(『日本歴史』一七四号)。
 - (7) 『日本後紀』大同元年閏六月十六日条。福井俊彦「観察使をめぐる諸問題」(『続日本紀研究』一二四号)。中里浩「勸解由使について」(『歴史』三六号)。大塚徳郎「平城朝の政治」(『平安初期政治史研究』)、「観察使について」(『日本歴史』一七五号)。
 - (8) 『日本紀略』大同五年六月二十八日条。本稿第三節参照。
 - (9) 『類聚三代格』所収同日付官符(大系二四〇頁)。
 - (10) 『類聚三代格』(大系二三九頁)。
 - (11) 『延暦交替式』延暦十九年九月十二日官符(大系三頁)。
 - (12) 『類聚三代格』弘仁七年五月十五日官符(大系二三九頁)。
 - (13) 『類聚三代格』(大系二三九頁)。
 - (14) 『類聚国史』八十延暦二十年二月九日条。
 - (15) 『類聚三代格』(大系四一六頁)。
 - (16) 『延暦交替式』延暦十四年七月二十七日官符(大系一六頁)。
 - (17) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。
 - (18) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。
 - (19) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。
 - (20) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。
 - (21) 『類聚三代格』天長三年十月七日官符(大系二四二頁)所引。
 - (22) 『延暦交替式』延暦十七年四月七日官符(大系二頁)。
 - (23) 『類聚三代格』(大系四一五頁)。
 - (24) 龍川政次郎「解由状与不の制」(『律令時代の農民生活』)。
 - (25) 梅村喬「勸会制の変質と解由制の成立」(下)(『日本史研究』一四三号)。
 - (26) 『類聚三代格』(大系四一六頁)。
 - (27) 『延暦交替式』(大系四一六頁)。
 - (28) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。
 - (29) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。
 - (30) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。
 - (31) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。
 - (32) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。
 - (33) 『類聚三代格』(大系四一七頁)。

- (34) 渡辺寛「類聚三代格の復元に関する若干の問題点」(『皇学館大学紀要』一一号)。
- (35) この官符より一つ前に収められる官符(抄録)の龍頭に「貞式」とある。
- (36) 『日本紀略』同日条。
- (37) 『公卿補任』弘仁十五年条の橘常主の項。
- (38) 遠藤元男・下村富士男編『国史文献解説』。
- (39) 『改定史籍集覧』第二三冊(近藤出版部、明34)によつた。
- (40) 『古事類苑』官位部二、八三頁。
- (41) 『古事類苑』が典拠としたのは、おそらく『享禄本類聚三代格』(明治十七年前田侯爵家刊||前田家本)であると思われる。
- (42) 狩野文庫本の第二〇番目におさめるもの。大系本はこれについても欠逸部分が多い。
- (43) 「十七年七月廿日格」は天安元年十一月十日官符(後述)に「下式部省」符として一部引用されているものである。だがこの官符は勅を奉じており、「延暦年中勅」がそれに相当する可能性もなはない。
- (44) 長官は大伴国道(参議従四位上で右大弁・按察使・武蔵守などを兼官)。次官は藤原常嗣(従五位下式部少輔)。前者は弘仁十五年条。後者は天長八年条による。
- (45) 現在知られる七名の官人のうち、次官讃岐千継が大判事、判官紀広浜が少判事を兼ねている。
- (46) 『類聚三代格』天安元年十一月十日官符(大系二二五頁)
- (47) 『類聚三代格』(大系二二五頁)。所引。
- (48) 天長元年九月任命の長官・次官(註45参照)はともに八表I Vの「災状」欄に合致する官位を有する。
- (49) 佐藤宗諱「平安初期の官人と律令政治の交錯」(『史林』四七―五)。以下佐藤氏の説はすべてこの論文による。
- (50) 『日本紀略』同日条。
- (51) 『類聚三代格』天長五年八月九日官符(大系五二三頁)所引。
- (52) 『類聚三代格』(大系三六三頁)。
- (53) 織内校班田使の任命日付はいずれも『日本紀略』による。
- (54) 事実、貞観十年六月二十八日官符(『類聚三代格』大系本三〇一頁)所引の撰格所起請によれば、当時の太政官が「非可_レ奏_ニ玉階前之事_ト何_レ輒入京」といって朝集使を追い返したことがみえる。文言にとらわれればこのような解釈も可能である。
- (55) 米田雄介「正五位上と正四位上の越階について——藏人との関係において——」(『統日本紀研究』一五一号)。
- (56) 福井俊彦「位階制について——米田雄介氏「正五位上と正四位上の越階について」を読んで——」(『統日本紀研究』一五三・一五四合併号)。
- (57) 拙稿「公营田制の基礎的考察」(『日本史研究』一四一号)。
- (58) このような認識の相違が生じる理由は明らかではないが、下位者の方が地方官として政治の実状に触れる機会が多いことによるのかもしれない。

〔後記〕

本稿は一九七五年一月に大阪大学大学院に提出した修士論文の一部を書き改め、同年六月の大阪歴史学会大会において報告したものである。論文作成の過程および大会の当日、御教示をいただいた多くの方々に心から御礼申し上げる。殊に貴重な史料の閲覧に格別の便宜を賜った東北大学文学部関見教授・国史研究室熊田亮介助手のお二人方と、東北大学附属図書館には深謝の意を表す。

(大阪大学文学部・芦屋市朝日ヶ丘町一五一〇―八〇三)

古代史部会報

昭和五〇年

四月一五日 輪読 天平勝宝六年閏一〇月―十一月 水本 浩典氏

” 天平勝宝六年一二月―同七年三月

柳 雄太郎氏

四月二二日 研究発表 「平安初期国司監察制度の展開をめぐって」

笠井 純一氏

五月 六日 研究発表 「古代の稻穀倉の運用をめぐって」

舟尾 好正氏

五月二〇日 研究発表 「律令負担体系の成立について」

長山 泰孝氏

直木孝次郎氏

五月二七日 研究発表 「朝集使について」

吉田 晶氏

―和泉を視点として―

” 「七・八世紀の倉について」 長山 雅一氏

六月 三日 輪読 天平勝宝七年三月二八日―同八歳二月

柳 雄太郎氏

六月一七日 輪読 天平勝宝八歳三月―五月二日

山田 和秋氏

七月 一日 輪読 天平勝宝八歳六月―十二月

坪之内 徹氏

” 天平宝字元年五月

松原 弘宣氏

七月一五日 研究発表 「定額寺の始源と「定額」の意味について」

坪之内 徹氏

七月二二日 輪読 天平宝字元年正月―四月

林 紀昭氏

” 天平宝字元年六月

亀井輝一郎氏

九月 二日 輪読 天平宝字元年七月二日―七月三日

田中 直樹氏

” 天平宝字元年七月四日

高垣 義実氏

九月一六日 輪読 天平宝字元年七月五日―七月二七日

榮原永遠男氏

九月二三日 研究発表 「古代国家と村落」

大道 輝明氏

一〇月七日 輪読 天平宝字元年八月二日―八月一八日

庖丁 道明氏

” 天平宝字元年九月―十一月

岸 俊男氏

一〇月二二日 輪読 天平宝字元年八月二三日―閏八月

橋本 裕氏

” 天平宝字元年十二月

奥田 尚氏

一〇月二八日 研究発表 「律令時代の家族構造について」

山田 和秋氏

” 「倭国と日本」

亀井輝一郎氏

古代史部会では、毎週第一、第三火曜に続日本紀の輪読、第四火曜に研究発表を「なにわ会館」で午後六時より行なっています。